

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年5月27日
【会社名】	株式会社スタジオアタオ
【英訳名】	STUDIO ATA0 Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀬尾 訓弘
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長瀬尾訓弘は、当社の第21期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。